平成２６年（フ）第１９２号
静岡県駿東郡長泉町下土狩885番地の１　ロイヤルメゾン301号、前住所静岡県三島市川原ケ谷・山田・794番地
債務者　山本美奈子（旧姓勝又）
１　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第６１１号
名古屋市東区白壁４丁目13番地　ラルゴ白壁301号
債務者　丹羽　　毅
１　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０６３号
名古屋市東区古出来１丁目２番３号　奥村ビル４Ａ号
債務者　安田　　誠
１　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０７７号
名古屋市熱田区伝馬２丁目23番２号　キトウハイツ205号
債務者　甲田　一志
１　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４号
和歌山県東牟婁郡串本町潮岬3184番地
債務者　勝山　公美
１　決定年月日時　平成26年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第２１０号
高知県南国市駅前町２丁目２番７号　ベステート南国303号
債務者　宮田まゆみ
１　決定年月日時　平成26年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１５号
高知市重倉1512番地８
債務者　坂井　道代
１　決定年月日時　平成26年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９６号
岩手県滝沢市巣子752番地13
債務者　中田　絵里
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２０号
群馬県沼田市高橋場町2058番地４　第二富沢ハイツ102号
債務者　高橋あき子
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
静岡県掛川市下垂木1969番地の１　エレガンスコーポＢ101
債務者　山田　一晴
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
愛知県犬山市大字橋爪字花ノ木27番地８
債務者　堀江　俊夫
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１７２号
愛知県犬山市大字橋爪字花ノ木27番地８
債務者　堀江　弘子
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３１号
鳥取県倉吉市上灘町53番地　谷口アパートＡ棟、旧住所鳥取県倉吉市大宮157番地
債務者　田中　永明
１　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第１８７号
沖縄県那覇市字国場361番地　サウスハイム502
債務者　花城みゆき
１　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２５２号
千葉県柏市大島田28番地６
債務者　柳澤　和人
１　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２７８号
千葉県松戸市馬橋2861番地　ペルル松戸ＭＡＢＡＳＨＩ804号
債務者　湯浅建太郎
１　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２８０号
千葉県柏市十余二276番地69　第七パールメゾン椎名102号
債務者　橋本　友治
１　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部